

未成年後見人選任審判手続（流れ図）

申立て準備

申立ての手引をよくお読みになり、提出書類一覧に書いてある書類の準備をしてください。

申立て

準備した書類を未成年者の住所地を管轄する裁判所にお持ちいただくか、郵送して、申立てをしてください。

※注意：申立てをした後は、裁判所の許可を得ないと取り下げる（手続をやめる）ことはできません。

調査

申立人、後見人候補者調査（面接）

未成年者調査（面接、家庭訪問等）

親族への照会（書面照会等）

審判

申立人及び後見人に対し、後見人を選任する旨の審判書が郵送されます。後見人に審判書が郵送された後、裁判所の囑託により、未成年者の戸籍に、後見人が選任された旨が記載されます。（囑託から戸籍の記載まで、約2週間かかります。）

初回報告書類（財産目録、収支予定表等）の作成、裁判所への提出

審判書送付の際に、案内を同封しますので、審判書を受け取ってから1か月以内に作成、提出してください。

後見事務の監督（定期的な後見事務報告書等の裁判所への提出等）

後見の終了

未成年者が成年に達したときや養子縁組をしたとき等に終了します。